分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

T_n　PFI 事業者が整備して n 年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次ごとの合計額）として当該地方団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

U_{21}　ア　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち、補助事業分に係るもの　0.03367

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.01347

U_{22}　ア　北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01428

イ　東京都稲城市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.01607

ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち③に係るもの　0.03571

エ　京都府京都市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.07142

U_{23}　ア　山形県東根市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01410

イ　岡山県笠岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02115

ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03525

エ　富山県黒部市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02961

U_{24}　ア　大阪府泉佐野市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01406

イ　大阪府門真市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02109

ウ　大阪府吹田市に対して総務大臣が通知した額に係

の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

T_n　PFI 事業者が整備して n 年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次ごとの合計額）として当該地方団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

U_{21}　ア　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち、補助事業分に係るもの　0.03367

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.01347

U_{22}　ア　北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01428

イ　東京都稲城市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.01607

ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち③に係るもの　0.03571

エ　京都府京都市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.07142

U_{23}　ア　山形県東根市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01410

イ　岡山県笠岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02115

ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03525

エ　富山県黒部市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02961

U_{24}　ア　大阪府泉佐野市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01406

イ　大阪府門真市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02109

ウ　大阪府吹田市に対して総務大臣が通知した額に係